

第4期札幌市子どもの権利委員会 委嘱状交付式及び第1回委員会

会 議 録

日 時：平成28年5月18日（水）午後4時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎12階 3・4号会議室

【 委嘱状交付式 】

1. 開 会

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） それでは、定刻よりは少し早いですが、遅れて来る方以外は皆様おそろいでございますので、始めさせていただきたいと思えます。

ただいまから、第4期札幌市子どもの権利委員会委嘱状交付式及び第1回委員会を開催いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

私は、札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課長の渡辺と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、初回のため、委員長が決定するまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

なお、本日は、委員としてご就任予定の川嶋委員、A委員から遅れて出席される旨のご連絡をいただいております。

それでは、座って進めさせていただきます。

2. 委嘱状交付

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 初めに、委嘱状交付式でございます。

なお、委嘱状につきましては、本来は、皆様お1人ずつに直接お渡しさせていただくところですが、この後の審議の時間等もございますので、皆様の机に配付させていただきました。

お名前だけをご紹介させていただきます。

B様。

C様。

D様。

E様。

F様。

G様。

H様。

I様。

J様。

千葉卓様。

橋本敏昭様。

K様。

L様。

3. 子ども未来局長挨拶

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長）　続きます、村山子ども未来局長からご挨拶を申し上げます。

○村山子ども未来局長　皆様方には、本当にお忙しい中、札幌市子どもの権利委員会の委員をお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。

子どもの権利委員会は、今回が第4期目ということでございまして、これまでも、委員の皆様には、札幌市の子どもの権利に関する計画、施策の検討、検証ということに非常に貴重なご意見をいただき、子どもの権利の推進に多大なご貢献をいただいております。

今期につきましては、平成27年度から平成31年度を計画期間といたします第2次子どもの権利に関する推進計画に基づいた施策の実施状況のほか、子どもの権利に関する施策について、幅広くご意見をいただきたいと考えております。

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、札幌市の子どもの権利条例は、施行から今年で8年目でございます。新聞やニュースでご承知のとおり、全国的にも、札幌市においても、子どもを取り巻く環境は未だに厳しいものがあり、困難を抱えるお子さんたちも数多くいらっしゃいます。

そうした状況のもと、権利条例で言うております子どもたちの最善の利益を考えて、各種施策を着実に実施していくとともに、札幌市としては、子どもの権利の保障に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日、委員としてお集まりいただいた各分野の専門家の方、公募委員の方、そして、子どもを代表する高校生委員の皆様にも、日ごろからそれぞれの立場で子どもについて、また、子どもの目線で考えたり、感じておられることが多々あると思います。そうした考えや思いを踏まえて、今後、さまざまなご意見をいただきますよう、私からお願いいたします、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

今後、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

4. 事務局職員の紹介

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長）　続きます、事務局の出席者から簡単に自己紹介をさせていただきます。

まずは、子どもの権利救済機関からお願いいたします。

○事務局（吉川代表子どもの権利救済委員）　子どもの権利救済機関子どもアシストセンターで子どもの権利救済委員をしております吉川と言います。よろしく願いいたします。

○事務局（杉浦子どもの権利救済委員）　同じく、子どもアシストセンターで、救済委員をしております杉浦郁子です。

昨年の4月から就任いたしまして、今年で2年目になりました。1年が過ぎましたので、より一層頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局（岡部子ども未来局子ども育成部長）　子ども未来局子ども育成部長の岡部でござ

ざいます。よろしくお願いいたします。

○事務局（柏原子ども企画課長） 子ども企画課長をしております柏原と申します。

子ども企画課長には昨年の4月から就任しておりますが、今年度の4からはアシストセンター事務局の次長も兼務しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 続きまして、教育委員会からお願いいたします。

○事務局（和田児童生徒担当部長） 教育委員会児童生徒担当部長の和田と申します。

4月に着任してまいりました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（喜多山児童生徒担当課長） 同じく、教育委員会で児童生徒担当課長をしております喜多山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 本日出席の事務局は以上でございます。

5. 閉 会

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 以上をもちまして、委嘱状交付式を終了させていただきます。

なお、村山子ども未来局長、和田児童生徒担当部長につきましては、所用のため、これをもちまして退席させていただきます。

〔子ども未来局長、児童生徒担当部長は退席〕

【 第1回委員会 】

1. 開 会

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 引き続き、第1回委員会を始めさせていただきます。

2. 事務局報告等

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） なお、本日の会議の終了時刻は18時頃を予定しております。

3. 正副委員長の選任

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 初めに、委員長、副委員長の選出をさせていただきたいと思いますが、委員の皆様からご意見はございますでしょうか。

○H委員 Hと申します。

委員長と副委員長の選出について意見を申し上げます。

第1期から第3期まで委員長を務められました千葉委員に継続して委員長をお願いし、副委員長は中学校長会の橋本委員をお願いするのが良いかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

ただいまH委員からご提案がありましたが、委員長に千葉委員を、副委員長に橋本委員をとということですが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 異議なしということですので、当委員会につきましては、委員長を千葉委員、副委員長を橋本委員とさせていただきます。

お二人には、委員長、副委員長の席にお移りいただき、それぞれ簡単に一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

なお、その後の進行につきましては、千葉委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〔委員長、副委員長は所定の席に着く〕

○千葉委員長 皆さん、こんにちは。

互選によりまして、委員長の任に就くことになりました千葉と申します。

その任に就いた途端に挨拶をしなければならないわけですが、簡単に一言だけ申し上げさせていただきます。

実は、今までもそうでしたけれども、これからも、子どもの権利の実現を巡っては、さまざまな課題が出てくるであろうというふうに予想されます。

私といたしましては、それらの課題をしっかりと取り上げまして、皆さんの協力を得ながら、解決の道を探っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

います。

なお、今までもそうでしたけれども、この委員会の場というのは、皆さん一人ひとりが自分の思いを率直に出し合うことができる場であると思っていただきたいと思います。

それだけに、特に、高校生委員の方は、上手に話そうなんて思わないでください、ともかく、自分の思いを率直に皆さんに伝えるという気持ちでいろいろお話をいただければと思います。

実際にこれまでも、高校生委員の意見は実にすばらしいものであるということは一般の委員も経験済みであります。ぜひ、皆さんにも率直な思いを伝えていただいて、他の委員の心にぐさっと刺さるようなことを言っていただければと思っております。

そういった方針で委員会に臨んでいきますので、私の意を酌みまして、委員の皆さんは、この場において積極的に話をしていただくということを心がけながら参加していただければと思っております。

以上、簡単ではありますが、私の挨拶といたします。

○橋本副委員長 副委員長を仰せつかりました中学校長会事務局次長をしております東月寒中学校校長の橋本でございます。

札幌市中学校長会は、札幌市立の学校と中等教育学校を含めまして100校が加盟している団体でございます。その場では、札幌市内の中学生のさまざまな事案について交流していますけれども、札幌市の子どもたちが少しでもより良い中学校生活を送れるようにと思い、この会に参加しております。

どうぞよろしく願いいたします。

4. 各委員からの挨拶

○千葉委員長 先ほど課長からお話がありましたように、これ以降は私が進行役を担って会議を進めさせていただくことにいたします。

まず、今回は初対面の方が殆どかと思えます。先ほど、事務局から、各委員のお名前を簡単に紹介していただきましたけれども、それに加えて、皆さん方から一言ずつ自己紹介をしていただければと思います。

なお、いっぱい話したい方がいらっしゃるかもしれませんが、今日は1分以内にまとめてお話をいただければと思います。

それでは、五十音順で、B委員から順番にお願いします。

○B委員 初めまして。

札幌弁護士会から参りました弁護士のBと申します。よろしく願いいたします。

弁護士会には、いろいろな委員会がありまして、例えば、高齢者や障がい者の方の人権に関する課題を検討する高齢者・障害者支援委員会とか、暴力団に対する対策をする暴力団対策委員会であるとか、数十の委員会があるわけですが、その中に、子どもの権利委員会というものがございまして、現在、私が委員長を務めさせていただいている関係から、

今回、この会に参加させていただくことになりました。

子どもの権利委員会では、例えば、非行少年の問題であるとか、虐待の問題であるとか、いじめの問題であるとかといったことについて、日々、さまざまな議論をし、取組を行っているところでございます。

今回、この委員会の委員に初めて任命いただきましたけれども、私なりにいろいろと意見を申し上げていきたいと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

○C委員 初めまして。公募委員のCと申します。よろしく申し上げます。

以前は、北海道大学北方生物圏フィールド科学センターに勤務しておりまして、現在は、ぐうたら主婦で、4人の子どものお母さんでもあります。

今回、委員として選出されまして、いろいろな立場の皆さんと一生懸命学びながら取り組んでいきたいと思っております。特に、高校生の方が3人いらっしゃるということで、若い方のご意見を拝聴できる機会を嬉しく思っています。

どうぞよろしく申し上げます。

○D委員 こんにちは。初めまして。

北海学園大学という私立大学の法学部で国際法を担当しておりますDと申します。

私は、普段の生活では、18歳以上の学生と接しているわけでありまして、18歳未満の子どものと接する機会はありませんので、これを機会に、いわゆる子どもの権利を確保するためにいろいろと微力を尽くしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○E委員 啓北商業高校1年生のEです。

私は、子ども議会という場でいつもいろいろな意見を出させていただいていたのですが、今回、子どもの権利委員会というものに興味を持ち、応募して、任命されました。

まだまだ微力だとは思いますが、一生懸命に意見を言っていくので、よろしく申し上げます。

○F委員 北海道札幌清田高等学校から参りましたFと申します。

子どもの権利については、まだあまり知識がないのですが、皆様のお力になれば良いなと思っております。

よろしく申し上げます。

○G委員 北海道札幌東商業高校1年生のGです。

私も、E委員と同じく、札幌市子ども議会で活動してきました。

ふだんは、私よりも小さい小学生や中学生の意見などばかりを聞いていたのですが、子どもの権利委員会では、私よりも年上の方々の意見を聞くことができるので、そういうことから学びながら、委員会に参加していきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○H委員 札幌市PTA協議会の副会長をしておりますHと申します。

子どもの権利委員会には2期と3期の2期にわたって委員を務めさせていただいており

ます。外からの子どもの権利に対する考え方と、ここにいると、とても当たり前のことのように、皆さんに知られているような感覚になってしまうのですが、実際に、自分の近くのお母さん方や子どもたちはこのことをどれだけわかっているのかということ、いつも客観的な立場を忘れないようにと思いながら過ごしてまいりました。

千葉委員長の大変巧みな手腕で、いつも意見を言いたくなるようなとても良い雰囲気のできる委員会なので、毎回、大変楽しみにしておりました。

私ごとですけれども、一番下の子が中学校を卒業いたしましたので、札幌市のPTAという立場ではこの委員会には今日限りということ。この後、総会で退任になってしまいますので、2回目からは新しい方が参ります。その方もPTAなので、お母さんとして、ここで皆さんと子どもの権利についていろいろとより良いものになるようにという意見を交わしていくと思います。

私としては、この会に参加させていただいて、本当に大変勉強になったなと思います。

この4月から、FMアップルというコミュニティーラジオで、パーソナリティーの仕事をしていただいています。これからは、自分の番組でアシストセンターのことや教育委員会の取組、また行政のこと、もちろん、子どもの権利について発信できる立場になったということが、今、私にとってはとても嬉しいことですので、皆さん方のご意見を拝聴しながら、皆さんとともに考えていきたいと思っています。

ありがとうございます。

○I委員 私は、札幌市民生委員児童委員協議会の理事として出席させていただきますIと言います。

私は、前期の3期からで、今回で2期目を迎えます。

子どもが小さいときは小・中学校のPTA会長をやり、現在は小・中学校それぞれの評議員をやっている関係上、子どもの権利委員会の話に何とかついていけるかなと思って3期に出席させていただいたところ、H委員を初め、何期もやっている方はすごい意見を述べている中で、本当に惨めだった2年間ではなかったかなと深く反省しているところです。ついでに、平成30年5月17日までの任期中には何とか3期の分を取り返すべく、発言をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○J委員 初めまして。

社会福祉法人扶桑苑、児童養護施設柏葉荘のJと申します。

今年度より委員を引き受けさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

子どもの権利を奪われた子たちを本当に救いたいというか、減らしていくためにはどうしたら良いのだろうと、日々、子どもたちを目の当たりにして思っている現場にいます。

ただ、児童養護施設というところを取り違えている方も多くいらっしゃるの、その取り違えをなくしたいということと、札幌市にはこんなに良い権利ができていたということをもっと広げるためにはどうしたら良いのかなというところで、私自身も考えながら、いろいろな意見をいただきたいなというふうに思っています。

現場が現場なものですから、子どもたちにいろいろな話を聞きたいなと思って、ミッキーマウスがついたフレームの眼鏡などをいつもかけて、いかに子どもの意見を聞こうかなと日々努力しているところでございます

何かお役に立てることがあればと思ひまして引き受けましたが、微力ですので、あまり期待はなさないでください。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○K委員 公募委員のKと申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私が子どもの権利ということに関わったのは、今から約10年前に、札幌市が子どもの権利条例を制定するというところで、当時は学校に勤務しておりました、PTAの立場を述べたのがきっかけです。

それ以降、学校職員を退職後、小学校の学びのサポーター、通信制高校のボランティア教員、フリースクールのボランティア教員を経験し、現在は中学校の不登校生徒改善のための相談支援パートナーをさせていただいています。

今日も1時間目から5時間目まで対応し、そのままこちらに来ました。

今日、アシストセンターから皆さんにこういうパンフレットが配られましたが、心の教室にたくさん掲示しております。

それと関連して、札幌市の社会教育と市民活動、都市計画の委員を経験してまいりましたので、これらの経験も生かしていきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○L委員 初めまして。Lと申します。

江別の北翔大学教育文化学部で、養護教諭、保健室の養成をしております。

養護教諭の養成をされていて、普段は心と体の健康を考えているのですが、子どもの権利ということでお話をいただいたときに、そこに向き合っていなかった自分を感じまして、今回、勉強していかなければなと思ひています。

また、仕事とは別に、思春期支援ネットワークというNPOで、年に2回くらい、専門職のスキルアップの講座などを開いており、北海道の子どもたちの問題を共有しようということをしておりますので、そこでも生かせるようにしていきたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○千葉委員長 これで、今日出席されている方の自己紹介はすべて終わりました。

今日の自己紹介も今後の会議の運営の参考にさせていただきたいと思ひております。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 委員のA様がお見えになりました。

○千葉委員長 今、来たばかりで、急に自己紹介はできますでしょうか。

○A委員 遅くなりまして、申し訳ございません。

Aと申します。

皆さんが何をおっしゃったのかよくわかりませんが、今回、初めて参加させていただきます。2年間と伺っておりますので、微力ながら、職務を全うさせていただきたいと思ひ

ております。

よろしく願いいたします。

○千葉委員長 ありがとうございます。

5. 委員会の位置付け及び留意事項説明

○千葉委員長 それでは、議事に先立ちまして、本日の資料の確認と、この委員会の位置付け、運営上の留意事項ということにつきまして、事務局から説明をいただきたいと思っております。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） それではまず、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしている資料は、本日の次第、委員名簿、資料として札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成27年度取組状況報告書を配付させていただいております。

皆様には事前に送付させていただいておりますが、お手元にはない方はお知らせ願います。

また、参考資料として、子どもの権利委員会についてと、傍聴の方に配付する意見記入用紙を机上にご用意させていただいております。

それでは、子どもの権利委員会の位置付けや、運営上の留意事項についてご説明いたします。

参考資料の子どもの権利委員会についてをご覧ください。

事前にご説明を差し上げた方もいらっしゃいますが、まず、子どもの権利委員会については、子どもの最善の利益を実現するための権利条例、略して子どもの権利条例とっておりますが、それに基づいて設置されております。

役割としては、大きく二つあります。

一つ目は、子どもの権利に関する推進計画に関することとして、計画策定についての意見とその進捗管理があります。

二つ目としては、子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の調査、審議でございます。

一つ目の推進計画については、平成26年度に策定した第2次子どもの権利に関する推進計画の計画期間が平成27年度から平成31年度までとなっておりますので、今回の第4期の委員会としては、後ほどの議題にもしておりますが、策定についてのご意見ではなく、進捗管理の観点から主に審議をしていただくこととなります。

このほか、二つ目の子どもに関する施策に関しては、現在、札幌市では（仮称）子どもの貧困対策計画を策定することとしており、今年度、実態調査を行った上で、その結果等を踏まえて、平成29年度に計画を策定する予定でおります。この計画については、子ども・子育て会議というまた別の審議会とともにご審議いただくことになっており、適宜、進捗状況などをご報告し、ご意見等をいただきたいと考えております。

また、委員の構成につきましては、委員名簿に記載のとおり、人権や福祉、教育等の分野で学識経験のある方や15歳以上の子どもを含む公募委員の15名から構成されております。

次に、委員会運営上の留意事項ですが、会議は原則として公開で開催しております。また、会議の開催については、報道機関に情報を提供していますので、取材等が入る場合があります。

ただし、事案によって個人のプライバシーに関わるような場合には、情報公開条例などの関係規定も踏まえて、その都度、委員会にお諮りし、公開、非公開を決定していただくこととなります。

また、委員会の議事録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様には発言内容等を確認していただいた上で、ホームページで公開しております。また、公開に際しては、情報公開請求があった場合などを除いて、基本的に発言者の氏名は記載せず、例えば、A委員、B委員という形で公開をしたいと考えております。

また、参考資料としてお配りしています意見記入用紙ですが、傍聴の方に配布し、ご意見等を記載いただくものです。提出いただいたご意見等につきましては、事務局で取りまとめ、委員の皆様にお知らせいたします。

なお、用紙の下段に傍聴される方への注意事項も記載しておりますので、後ほどご確認ください。

説明は以上でございます。

○千葉委員長 ご説明をいただき、ありがとうございます。

ただいま説明がありました内容に関して、委員の皆様から、質問、あるいは確認事項はございませんでしょうか。もしありましたら、遠慮なく出していただきたいと思います。

こんなことを聞いたら失礼なのではないかと思わなくて結構です。

H委員、どうぞ。

○H委員 回数を書いてあったのですけれども、その回数を見ますと、3期までの委員会よりも回数が若干少ないと考えてよろしいですか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） はい。

第3期は、第2次推進計画の策定についてご意見をいただくということがございまして、回数を多く開催した経緯がございます。

第4期につきましては、計画の策定ということはございませんので、第3期と比べますと回数は若干減るかなと考えております。

○H委員 わかりました。

○千葉委員長 どうしても話さなければいけない大事な問題が出てきたという場合には、これにこだわらず、回数を重ねることになるということがあり得るのだということを頭の中に入れておいていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

L委員、どうぞ。

○L委員 第4期の中に、子どもの権利の保障状況の調査というものがあるのですが、これは計画とか何かは既にあるのか、これからなのかをお聞きしたいと思います。

○千葉委員長 今回の点について、事務局からお答えいただきたいと思います。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 資料の裏面の第4期のところをご覧ください。

ここに、子どもの権利の保障状況の調査、審議というふうに記載をしています。

これにつきましては、子どもの権利に関する新たな計画を策定するというございませませんが、今回、議題としております取組状況報告について審議いただくということ、それから、後ほどご説明をしますけれども、札幌市では子どもの貧困対策計画を新たに策定することとしており、それに関してご意見をいただくことを予定しております。

L委員、よろしいでしょうか。

○L委員 調査の対象というか、子どもたちへの調査なのかと思ってお聞きしていました。

○千葉委員長 誰を対象にするかという問題ですね。

○L委員 そうですね。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの貧困対策計画では、子どものいる世帯へのアンケート調査や直接お子さんから意見をいただく、お子さんを支援している団体等からヒアリング調査をさせていただくということで、お子さんからもいろいろお話を伺っていくことを検討しております。

○千葉委員長 よろしいでしょうか。

○L委員 ありがとうございます。

○千葉委員長 他にはございますでしょうか。

事務局の説明に関しては、質問がないようですので、この点は終わりにしたいと思います。

ただ、今後もいろいろとご不明な点などが出てくるかと思しますので、そういったときには事務局までご連絡をいただくことにしたいと思います。よろしく願いいたします。

6. 議 題

○千葉委員長 それでは、引き続きまして、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、次第に書かれておりますように、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成27年度取組状況の報告についてという1点であります。

それでは、この議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） お手元の平成27年度取組状況報告に基づきご説明させていただきます。

先ほども申し上げましたが、今回報告いたします取組状況につきましては、平成27年度の取組状況に関するものでございます。昨年に策定されました第2札幌市子どもの権利に関する推進計画は、平成27年度から平成31年度を計画期間としており、この計画に

基づく、初年度の取組状況の報告となります。

表紙を1枚おめくりいただきますと、表紙の裏に、第2次推進計画の基本理念を記載しております。

子どもの権利に関するさまざまな施策は、この推進計画に定める基本目標等に基づき、子ども未来局や教育委員会が中心となって、関係部局との連携により、進めているところです。

それでは、平成27年度の子どもの権利に関する取組の総括から説明いたします。

1ページをご覧ください。

推進計画の基本目標1 子どもの権利を大切にする意識の向上及び基本目標2 子どもの意見表明・参加の促進に関する主なものとして、子どもの参加の促進、子どもの権利の理解促進の取組です。

一つ目の丸印の子どもの参加の促進では、子どもの参加を進めるため、大人向けに開催した子どもサポーター養成講座のほか、市政に対する子どもからの提案、意見募集はがきや、北海道内で初めて子どもの権利に関する条例を制定した奈井江町との子ども交流事業など、子どもからのまちづくりに関する提言や意見交換等を通じ、子どもの参加を一層進めるための取組を実施しております。

続いて、二つ目の丸印の理解促進・意識の向上についてですが、広報啓発資料として、一般向けのパンフレットのほか、小学校4年生、中学校1年生全員に学校の授業で使えるパンフレットを配布しております。

また、子ども向けに行う出前授業を初め、子育てサロンの利用者やPTA、学校関係者、地域団体を対象に出前講座等を実施いたしました。

また、さっぽろ子どもの権利の日事業として、市内各地域で活動する子どもたちと、奈井江町の子どもたちがまちづくりに関する提案や意見交換を行う子どもまちづくりコンテストを実施したほか、子どもの権利ポスター展を開催し、子どもたちの理解促進や参加意欲の向上を図りました。

続いて、三つ目の丸印の子どもの権利に関する推進計画について、第2次推進計画において掲げた成果指標に関する状況は、表のとおりとなっております。

これらの数値は、指標達成度調査や、事業参加者へのアンケート調査に基づく数値であります。昨年度から上昇している項目も多く、今後とも維持向上に向けた取組が必要と考えております。

これらの成果指標を踏まえ、総括として申し上げますと、第2次推進計画において掲げた指標は、自分のことが好きだと思ふ子どもの割合については、第1次推進計画の最終年に当たる前年に比べて変動がなかったものの、その他の項目においては、計画前に比べ上昇しており、各種施策が一定の効果を上げたものと考えられます。

また、子どもの権利が守られていると思ふ子どもの割合が上回ったことは評価できる一方で、同じ項目の大人の割合や子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であ

と思う大人の割合が依然として目標値に到達することができなかったことから、今後の課題として、取組方法の工夫などの検討が必要と考えております。

平成28年度は、第2次推進計画のもと、行政や学校はもとより、家庭や地域を含めたあらゆる場面で子どもの権利条例に基づく各種施策の推進に努め、子どもの権利の保障をより一層進めていく必要があります。

続きまして、2ページの推進計画の基本目標4「子どもの権利の侵害からの救済について、子どもの権利救済機関子どもアシストセンターの取組でございますが、本日、出席いただいております吉川代表救済委員にご説明をいただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○事務局（吉川代表子どもの権利救済委員） 救済委員の吉川でございます。お手元の資料の平成27年度取組状況報告書の2ページ目からご説明したいと思います。

アシストセンターは、ご存知のように、子どもの問題であればどんなことでも相談を受けるといってやっております。子どもの権利侵害を見逃さないという立場で相談を受けまして、相談を受けた中で調整等をする必要があれば積極的にやっという立場でやってきております。

2ページ目に書いてあるように、いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに関わる相談から実際の救済までを行っております。行政から独立した第三者機関という立場でやっております。必要に応じて関係機関に働きかけを行っているということでございます。

昨年度の相談の件数ですけれども、子ども、お母さん等からの相談の実件数はちょうど1,000件となっております。延べ件数では4,074件ですので、1件当たり4回くらい、メールの相談などもありますので、相談者の方が1回の相談をするだけではなく、平均4回くらいは相談に来られているということです。実際に来るといってもありますし、メール、電話等をされている関係になっております。

年度別の傾向では、昨年度の実件数は、前年度に比べて1,046件が1,000件になっておりますので、4.4%減になっております。しかし、延べ件数ということでは、3,700件だったものが、4,074件になっておりますので、9.7%増ということで、実際は、相談員の方々に大変忙しい思いをしていただいている状況です。

三つ目の丸印の調整活動の状況というものがあります。調整活動というのは、例えば、学校と子どもとの間に問題点があつて、子どもが学校に行けていないという事情があるときに、子どもからの事情を聞いて、こういうことを改善してもらえませんかということで学校に調整に行くということを調整活動と言っているのですけれども、平成27年度は、学校の関係では22件あります。その他の関係では8件ございまして、全体として30件ということで調整活動をやっております。

お手元の資料を見ていただくとわかるように、平成23年度、24年度、25年度は大体20件前後で推移しておりますが、平成26年度、27年度になりますと30件くらい

になっています。約1.5倍になっていますので、それだけ、アシストセンターの対応として、より積極的に調整活動をすべきものやっいてこうという立場でやっておりますので、件数もふえていると思っております。

それから、今、学校の調整のことを申し上げましたけれども、調整先というのは、学校が一番多いのですけれども、学校以外でも、ほぼ虐待の問題が多いのですけれども、児童相談所に通告するのが4件くらい、その他に児童家庭支援センターとか、道警少年サポートセンターとか、若者支援総合センターというような関係機関に連絡をするという調整もございまして、そういうものがその他ということで8件あるということです。

虐待通告については、平成27年度は、件数的には、表の中に小さく書いてあります3件となっております。

それから、救済の申し立てというのは、札幌市の場合は、実質的に調整活動の中で救済の申し立てと同じようなことを実際はやっているのですが、改めて、救済の申し立てというものがあつたものが、継続案件として2件ございました。これについては、平成27年度においては、それ以上の調査継続を希望しなかつたので、調査終了ということでその事案は終了しております。

それから、平成27年度に新たに行つた広報活動ということで、三つほど書かれておりますが、児童会館に小学生とかにお配りしているカードがございましてけれども、それをホルダーに入れて、立てかけておいて、いつでもとれるような状況にさせていただいたものを200枚ずつお送りして、子どもが児童会館に行つたときに、そういうものを見て、気が付いて、相談できるようにということでお送りしております。

また、戸籍住民課で、モニターで15秒のCMの放映をしたということもございまして。

それから、こういう広報物の関係で、小学生に人気のある初音ミクというイラストがございまして、著作権者から使ってよろしいという許可を得まして、子どもの権利ニュースにおいて紹介をしております。子どもに、初音ミクというところから、子どもアシストセンターを知っていただきたいということで、そういうものを用意しております。

それから、今年度は、アシストセンターの事務局の方と相談員の方々が、手作業でポスターを一つ一つラミネート加工しまして、小学校、中学校の各教室に配られるように準備をしております。相談をしようかなと思つている子どもたちに見ていただいて、相談できるように広報をしているということでございまして。

それから、資料の19ページをご覧ください。

19ページは、若干細かくご説明ができておりますので、それも見ていただきながら簡単にご説明したいと思います。基本目標4 子どもの権利侵害からの救済ということで、私たちアシストセンターは、相談もやり、調整活動もやり、救済の申し立てに対する対応も行っております。そのときの基準としては、子どもの最善の利益を基本にするということで、これは条例に基づく考え方でやっいてございまして、子どもの権利条例にも書かれている判断基準でございまして。

それから、子どもアシストセンターの概要ということで、目的、特徴が書かれておりますが、私たちは、今日来ている救済委員2名と相談員7名と調査員3名で、相談、調査をし、必要があれば協議をして、これは調整しようとか、これは救済の申し立ての対応をしようということをやっております。それから、できるだけ、電話の相談とか、メールの相談だけではなくて、本当に困っているときには来てくださいということで、子どもに来ていただくとか、お母さんたちを呼んで相談を受けるということをやっております。

特徴は、先ほども述べましたように、どんな相談でも受けております。中には相談と言えないようなものももちろんあるのですけれども、アシストセンターに電話をしてくれたということで、できるだけ子どもの声を聞くということでやっております。

相談の延長ということで、今言った調整活動もやっていますし、自己発意による調査というのは、相談に来なくても、自分たちで考えて、これは子どもの権利侵害だからやらなくてはいけないということでやっていくような調査です。

子どもからの電話については、専用電話がございまして、通話料はかかっておりません。

メール相談については、札幌市はずっとやっておりますけれども、これは決してどこでもやっているわけではなくて、全国的に見ても非常に珍しいやり方です。札幌市の子どもアシストセンターでは最初から導入していますが、全国的に非常に少ない活動です。私がそういうことを書かせていただいた本もございまして、現在、メール相談というのは、子どもにとっては必要な相談のツールなものですから、そういうものがある自治体というのは、子どもにとっては非常に良いのかなと思っています。メールは、1人でも、夜中でも、いつでもできますので、非常に有効なものではないかと思っております。

②相談活動の実績ということで、先ほど述べたように、実件数1,000件、延べ件数4,000件ということでやっております。

それから、子どもの問題の相談の内訳ですけれども、色のついた表の上を書いてありまして、子どもとお母さんの相談で殆ど9割くらいになってしまいます。あとは、お父さんの相談ももちろんあります。それから、おじいさん、おばあさんとか、近くのおじさんみたいな方とか、そういう方もありますし、今、学校からの相談も受けています。学校からも、こういう子どもがいるのだけれども、どうだろうということもあります。

他の機関からも相談を寄せられております。そういうことで、かなり知られてきてはおりますけれども、まだまだこれから、そこを掘り起こしていかなければいけないと思っております。

それから、子どもの相談の内訳ですが、悩みが多いというのがあらわれているかと思っておりますが、中学生の方が一番多く、子どもの中の42%が中学生の方です。あとは、小学生、高校生ということで相談が来ております。中には、18歳までの相談なのだけれども、相談したいということで相談に来られて、基本的には受け入れられないことが多いのですけれども、あまりにも大変な問題については、アドバイスをするくらいのことはやっておりますので、そういう方の相談もあるということでございます。

次のページに行きますと、相談の方法では、保護者の方からの相談というのは、メールを使われず、電話が多いということです。子どもになってきますと、電話もメールも大体同じくらいの感じで、メールもかなり多いです。

それから、メールの特徴は、先ほども述べたように、何回もメールがされて、1回のメールが来ると、返答する、回答する、また、問題点の提起があるということで、回数の多い相談になっております。そんなことをやっております。

詳しいところは、表に書いてあるので、見ていただきたいと思います。

調整活動は、先ほども言いましたように、例えば、不登校の子どもがいらっしゃって、原因についていろいろと聞いていくと、学校の先生の態度の問題とか言葉遣いの問題とかいろいろなことがあって、学校に行けていないという問題があるとしたら、子どもから事情をよく聞いた上で、今度は、学校の事情ももちろんありますから、学校に調査に行つて、学校のご主張もよく聞いて、その中で、私たちは子どもの最善の利益ということで動いていますので、学校に行けていないのなら、まずは行くようにしようということを考えて、とりあえず、子どもが怖がっているものをやめてもらうとか、場合によっては、こういう方法だったら学校に行けるから、例えば保健室の登校にしてほしいということで調整するというのを、かなり力を入れてやっております。

条例の趣旨からいっても、子どもの権利侵害があったときに、それを救済するために私たち救済委員がいると考えてやっております。そういう意味で、調整活動は、件数は少ないですけども、相談の中からそういうものを必ず見逃さないようにという立場でやっているところでございます。

調整活動は、1回調整すればすぐにできるというのではなく、1回の調整案件については、何十回という行為をしないと、うまくいきません。子どもからも何回も聞く、親御さんからも何回も聞く、学校にも何回も行く、その調整を何回もやるということをやっていますので、1件の調整案件がありますと、30回とか40回くらいの連絡調整は当たり前で、調査員にそのようにやっていただいているのが実態です。

私たちは、調整あるいは救済の申し立てについて、本当に気をつけてやっております。その関係で、相談があったときに、今は調整活動に入るような事案までは行っていないけれども、そういう問題がありそうだというときは、注意という意味の留意という対応をいたしまして、注意をして取り扱って行って、本当に調整活動をしなくてはいけないときには、実際に調整活動をやりましょうということで、救済委員も、調査員も、相談員もみんなで気を付けるということをやっております。

駆け足で説明してきましたが、私たち救済委員の活動としては、自己発意の調査と申しまして、子どもや親御さんからの権利侵害の申告がなくても、外形的に見て、問題がありそうだというときに、こちらから手を差し伸べていくというやり方もっております。

最近の例では、昨年度ではございませんけれども、無戸籍の子どもがいたときにどうするかという調査をするとか、学校で体罰的な先生がおられたときに、被害者を特定しない

形で自己発意の調査をするということもやっております、いろいろな形で子どもの権利侵害がないようにということで対応させていただいております。

私たちアシストセンターは、期待された条例の対応から見れば、まだまだ不十分な点多いと思いますけれども、皆様のご協力を得て、札幌市において権利侵害の子どもが一人もいないようにしていきたいと思ってやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

引き続き、資料に戻りまして、3ページをご覧ください。

推進計画の基本目標1 子どもの権利を大切にする意識の向上及び基本目標3 子どもを受け止め、育む環境づくりに関しまして、教育委員会の取組についてでございます。

教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動が各学校において一層図られるよう、さまざまな教職員研修や人権教育推進事業を実施しております。

内容としては、子どもの権利を大切にした教育の推進や、指導のあり方を始め、いじめや不登校への対応や、ピア・サポートに関する講義、講演などを行っており、教職員研修については、子ども未来局の職員も講師として加わるなど、教育委員会と子ども未来局と連携を進めております。

総括としては、以上でございますが、具体的な取組内容等については、4ページ以降に第2次推進計画の体系に沿って掲載しております。

その中で、2点について個別に説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

基本目標3 子どもを受け止め、育む環境づくりに関しまして、中段の②子どもの貧困対策に関する検討でございます。札幌市のまちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015において、(仮称)子どもの貧困対策に関する推進計画を策定することとしており、今年度は、関係団体へのヒアリングや、市民アンケートによる実態調査を行い、その調査結果等を踏まえて、平成29年度に計画を策定する予定です。

計画策定に向けては、昨年12月から庁内の横断的な会議や、子ども・子育て会議を開催し、検討に着手したところです。今後、子どもの権利委員会の場でも、適宜、進捗状況などをご報告し、意見等をいただく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、22ページをご覧ください。

昨年度の平成26年度の取組状況報告を市議会の文教委員会に報告した際の質疑を受け、重大な権利侵害への対応について、記載しております。

子どもの虐待死や自死など、深刻な権利侵害の未然防止に向けた取組や、分析、検証、再発防止の取組について記載しておりますが、具体的な案件としては、昨年9月に発生した虐待死に関する検証ワーキングの設置と、再発防止に向けた検証について記載しております。

報告についての説明は以上となりますが、本日、意見等をいただいた後、市長への説明を経て、最終的に6月1日に札幌市議会の文教委員会に報告をする予定となっております。説明は以上でございます。

○千葉委員長 説明をありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

質問も含めまして、ご意見のある方はお願いします。

C委員、どうぞ。

○C委員 まず、1ページの子どもの権利に関する推進計画についてです。23ページにも、一つ設問事項が違うと思うのですがけれども、同様の集計結果が載っているかと思いません。これについての質問です。

平成27年度の子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合、それから、その下の子どもの権利が守られていると思う人の割合ですが、子どもへの設問と大人への設問で回答結果に大幅に差があります。平成27年度で、子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合は、そう思うと答えた子どもが77%に対して、大人は61.1%、その下の子どもの権利が守られていると思う人の割合は、子どもが67.1%に対して、大人が55.1%です。特に有意差検定などは行っていませんが、恐らく、統計学的に意味のある差だと考えられますが、分析は行ったのでしょうか。

○千葉委員長 事務局からお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） どのようにして調査をしているかをご説明いたしますと、まず、子どもにつきましては、児童会館を利用しているお子さんたち、あるいは、子ども議会に参加されているお子さんたちに、アンケートをお配りして、回答をいただいたものでございます。大人に対する質問ですが、これは、子どもの権利に限らず、札幌市の施策全般について、他の施策も交えた指標達成度調査を市長政策室（現 まちづくり政策局）で実施しております、その結果でございます。

大人に対する調査では、お子さんのいない大人の方も調査対象となっておりますので、子どもがいる、いないということからも、多少の差が出てくるのかなと考えております。

○C委員 ありがとうございます。

個人的な見解を述べたいと思うのですが、まず、先ほど回答をいただいた統計の抽出方法の違いということもありますが、このように、「はい」「いいえ」で答える設問というのは、アンケート調査を行う側の意図に誘導されやすいということが考えられると思います。

例えば、子どもですと、学校で権利教育を受けていますね。自分のことを大事にしなさいとか、子どもの権利を守るために取組を行っています。一方で、大人は、子どもがいるご家庭であっても、権利教育を学校等で受ける機会は少ないと思うのです。恐らく、実験に基づいて、例えば、学校でいじめなどを受けて先生に相談に乗ってもらおうとしたの

に、取り合ってもらえなかったとか、逆に子どもが不利な扱いを受けてしまったという実体験を反映している可能性があり、その差が出たのではないかと思います。あくまでも、個人的な考えですけれども、そのように思います。

各設問に「いいえ」と答える人がどういう事由でそう答えているのかについて、ぜひ、分析、考察を行っていただきたいです。得られた結果は有効に活用していただきたいと思います。そうしないと、今後の課題というのは、どこに焦点を当てて、今のシステムのどこを改善していけば良いかが見えてこないのではないかと思います。

○千葉委員長 C委員、よろしいですか。

○C委員 はい。

○千葉委員長 今の意見に対して、何かございませんか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） この指標自体、第2次推進計画に掲げて、平成27年度から平成31年度まで、この指標で、毎年、指標達成度調査を調べていくということがあります。毎年の変化を見ていくということがありますので、設問の仕方自体を途中から変えることはなかなかできないと思いますが、次の推進計画の策定の際には実態調査をすることになるかと思っておりますので、その際には検討させていただきたいと思っております。

○千葉委員長 今の問題に対して、H委員、何かありますか。

○H委員 質問ですけれども、これから4年後の平成31年度の目標値を決めたのはいつですか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 第2次推進計画を策定する際に、いろいろとご議論をいただいて決定したものでございます。

○H委員 平成27年度において、目標値より上回っている場所が2カ所ほどあり、そりよりも目標値が低いことに違和感があるのですけれども、どういうお考えで、そういう数値にされているのでしょうか。

○千葉委員長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 平成25年度に推進計画を策定するための実態調査を行っており、そのときの数値を比較検討して第2次推進計画の目標値を定めております。

23ページをご覧ください。

平成25年度に実態調査を行った結果を反映した目標値を設定しております。それを見ますと、平成27年度の結果で目標値を上回っているものは、子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合の子どものところが平成27年度は77%となっておりませんが、平成25年度の意識調査では59.3%でしたので、目標値を65%に設定したという経過がございます。

○H委員 そうですね。平成25年度は私もおりましたよね。

ですから、アンケート対象とかいろいろな問題はあっても、数値的にこれほど大きく成果が上がっているというのは評価されることだと思います。

ただ、ぱっと見たときに、ここにいた私ですら、4年後である目標の数値が今よりも低いというのは、やはり違和感があります。この目標値を定めたのは平成25年度であるということがどこかに書いてあるとか、委員会からの要請で目標値をさらに上げることができたという形にした方が建設的かと思います。

○千葉委員長 ありがとうございます。

K委員、どうぞ。

○K委員 1点、お聞きしたいのですが、今の件に関しまして、平成25年度の59.3%から平成26年度に急に72.1%に上がった要因は何かあるのでしょうか。急激な上昇率ですので、今、見た感じでは、何かあったのかなと思いました。

○千葉委員長 今の質問に対して、どうですか。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) はっきりとした分析はしておりませんが、子どもを対象としたアンケートでは、児童会館を利用とされているお子さん、子ども議会に参加されているお子さんなど、市が主催する事業に参加されたお子さんを対象にアンケート調査をしております。

その結果、最近では、お子さんに対しても学校を通じて子どもの権利について教えていただいているということが徐々に反映されてきているのかなと考えております。

○千葉委員長 K委員、どうですか。

○K委員 今、児童会館とか子ども議会という特定のお子さんを対象にしているわけなのですが、先ほどお聞きしますと、大人については無作為で、私のところにもがんの調査とか下水道の調査などが来ます。子どもについても、特定の会館に行っている子だけではなくて、もし協力を得られれば、学校を通じてのアンケートはできないものではないでしょうか。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 毎年のことですので、なかなか難しいところがございます。これまでは、推進計画を策定する際に、その参考とするために実態調査を行ってきておりますので、次に行うとすればそのタイミングになるのかなと考えております。

○K委員 要望としましては、札幌の子どもの実態という意味で、各区で抽出してでも、広くアンケートをとっていただければ、大人との差、ギャップというのかな、あまり無いのではないかと思います。

私は、他の委員会に出ています、委員会によっては、子どもの意見が1,000件以上も出ているものもあります。こちらにも出ていますけれども、広くとっていただければ実態を把握できるかなと思いました。要望でございます。

○千葉委員長 ありがとうございます。

恐らく、今日幾つか出てきた意見は、調査対象の選定に問題があるのではないかとということかと思っておりますので、その辺りについては、今後、検討していく必要があるのだろうと思います。

その点は、今後、この委員会でも少し練っていくことが必要になってくるだろうと私は思いますけれども、皆さんはどうでしょうか。

高校生委員の方はどうですか。

I 委員、どうぞ。

○I 委員 最初に戻るのですけれども、資料の表紙ですけれども、いわゆる平成27年度取組状況報告書(案)となっています。計画書であれば案ということもあり得るでしょうけれども、これは報告書ですね。先ほどお聞きしたところ、報告書を市議会にかけるために、今日、皆さんにお諮りするという案となっているのかどうかを確認したいと思います。いかがでしょうか。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 最終的に市議会の文教委員会に報告いたします。また、今日の段階で案とさせていただいているのは、今日、いただいたご意見をもとに修正が出てくるものもあるかもしれませんということで、案とさせていただいております。

○千葉委員長 I 委員、よろしいでしょうか。

○I 委員 わかりました。

○千葉委員長 他にございますでしょうか。

E 委員、お願いいたします。

○E 委員 先ほどの意見に戻ってしまうのですが、子どもの権利が守られていると思う人の割合は、児童会館や子ども議会、私もアンケートに答えたのですが、児童会館にいる子どもというのは、小学校1年生とかすごく小さい子もいるではないですか、そういう子からもアンケートはとっているのでしょうか。

○千葉委員長 今の質問に対して、お願いします。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 児童会館を利用される方は小学校6年生までです。あとは、中学生、高校生も夜間利用ができますので、その方々からもアンケートをとっています。

○千葉委員長 E 委員、どうぞ。

○E 委員 小学生からは意見をとっているのですか。

小学生は、子どもの権利というもの自体をそんなに知らないと思うのですが、そこはどのようなふうにとっているのかを教えてくださいたいです。

○千葉委員長 今の点について、何か答えられるものはあるでしょうか。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 学校を通して、小学校4年生全員に子どもの権利のパンフレットを配付していただいて、4年生から子どもの権利についての勉強が始まるのかなと考えております。低学年ですと、権利というものをすぐに理解するのは難しいかと思います。

実際に、アンケートは、それぞれの児童会館にお願いしておりますので、低学年の方からはアンケートをいただいていると思います。

○千葉委員長 納得はできませんね。

E 委員、どうぞ。

○E 委員 それでは、児童会館から集めている方は、誰からアンケートをとっているとい

うことはわかっていないのでしょうか。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 基本的に児童会館にお任せしてとっております。

○千葉委員長 E委員、よろしいですか。

○E委員 学年などを答える欄を作った方が良いと思うのですが、そういうものは作ってありましたか。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 学校の区分を記載する欄は設けています。

○E委員 その欄に小学校何年生ということは書いていないのでしょうか。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 書いているものもあります。

○E委員 それを集計するということはしないのでしょうか。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 可能な限り集計はしていますけれども、報告書にはそこまでの記載はしていません。

○E委員 わかりました。

○事務局(吉川代表子どもの権利救済委員) 子どもの権利教育の関係で、アシストセンターでしている活動を若干ご報告します。幼稚園の子どもも含めて、要請があれば出前で相談員が参りまして、人形劇も含めて、演劇を通じて子どもの権利について理解を深めていただくようなことをやっております、児童会館にも行っております。

こちらでも、できるだけいろいろな機会を捉えて、小学校にも行きますし、中学校にも行きますし、学校の先生方への出前講座もやっております、学校の子どもやPTAの方にも、何とかいろいろな形で、子どもの権利の知識を普及していこうということをやっております。そういうことも含めて、多少の効果があったのかなと思っています。確かに、アンケートのとり方には問題があるかもしれませんが、他方で、いろいろな形で子どもの権利を知っていただくという活動もやっておりますので、その点ご理解ください。

○千葉委員長 救済委員から事務局を擁護するような意見が出てまいりましたけれども、E委員、よろしいでしょうか。

○E委員 ありがとうございます。

○千葉委員長 C委員、どうぞ。

○C委員 先ほどの高校生委員の質問により、皆さん、設問の設定の仕方が大変まずいということが理解できたのではないかと思います。そもそも、表の下のデータの抽出方法が記載されていないのです。最低限、調査対象の年齢、人数、方法、回答率、それから、これが重要だと思うのですが、記名式か無記名なのかで回答結果がかなり違ってきます。その最低限の情報を載せていただけないと、全体としてどういうふうにしてこの結果が出たのかがまったくわからないのです。

先ほども高校生委員の方から指摘があったかと思うのですが、細かく載せる必要は無いですが、最低限、必要な抽出方法はデータとして載せていただきたいと思います。

注釈の部分で、第2次から最終年としているというのは、冒頭に書いてあるので、必要が無いと思います。平成31年度が最終年度であると最初に書いてありますので、特に必

要は無いです。この部分を、データの抽出方法の記載に割いたら良いと思います。

○千葉委員長 C委員、他はよろしいですか。

○C委員 総括の部分ですけれども、計画に基づく各種施策が一定の効果を上げたものと考えられるとあります。こう言うのも大変心苦しいのですが、これはあくまで行政側の希望的な推測であると言えるかと思えます。統計学的な根拠にまったく乏しいもので、削除した方が良いでしょう。

○K委員 何ページでしょうか。

○C委員 すみません。1ページです。

1ページの総括の部分の3行目に、計画に基づく各種施策が一定の効果を上げたものと考えられるとありますが、こちらは、論理的に飛躍しており、このように結論付けることは統計学的に不可能です。こういうことを言うのは、大変心苦しいのですけれども、どちらかというと、行政側の希望的推測であると言えると思います。できたら削除を求めます。

それから、8行目の今後の課題も明らかとなったという具体的には何かが書かれていませんね。それ以下の文言も、あまり調査結果を反映したものになっていなくて、これから、その課題にどう対処していくのかという方向性が不明のように思います。それについてお答えいただきたいです。

○千葉委員長 事務局が困っているようなので、その前に、H委員、どうぞ。

○H委員 このアンケートは、第2期のときに、行政から提案されたアンケート内容を、委員会の皆さんで大変たくさん検討しまして、これだけしか載っていないものですからわからないかと思うのですけれども、子ども向けのアンケートと大人向けのアンケートと文言も大学の先生や弁護士の委員からもかなりたくさん意見が出されて、何回も作り直していただいた上で作ったアンケートで、報告書としては、子ども用と大人用で冊子になるようなきちんとしたデータとして提出されたものだったのです。

ここに来て、報告書の中に抜粋されて、大変すごいたくさんの設問があった中で、ここだけがぽんと出てきているので、私としても、あのアンケートのことがここに載ったのかと思う唐突さは無きにしも非ずです。

今、子ども未来局の方に聞いたところ、未来局の方もその当時から代わられていて、2期、3期からこの場にいたのは千葉委員長と私だけだということに気がつきまして、千葉委員長であれば、皆さんにもっとわかりやすく説明してくださるのだと思うのですけれども、私もそこにいた者として思い出しましたので、お話しさせていただくと、設問内容も、委員の方々がかなり揉ませていただいて、行政の方がそれにちゃんと対応して下さって、子ども用と大人用のアンケートとしました。それも、当時からちゃんと閲覧できるような形になっておりますので、今でも見られると思います。

確かに、ここでの総括も説明不足で、C委員のおっしゃるとおり、評価をできるようなことを自ら言うのもどうかと思いますけれども、それも委員会での意見を反映してという

こともあります。この3期が終わったときに、1期から始めたときに比べて、市民に本当に浸透した部分があるのではないかと、ある一定の施策に対しては、結果が出ているのではないかということを書きたかったのだと思うのです。ただ、書き方は、確かに見直すべきかと思います。

数値の部分も、平成31年度の目標数値がこの値であるのに対して、ここここは目標数値を達成したということがわかるような書きの方が良いと思います。

皆さん方が初めていらしてぱっと見たときに違和感があるというのは、報告書としては最高のものではないと思いました。

○千葉委員長 良いところだけを出してしまっている感じですね。それで、今回初めて見られた方は、こんなのありなのかと思われているのではないかと思います。

これ以外にもいろいろと調査はしているのですね。

そういう辺りで、皆さんも一応の納得をしていただいて、時間も既に過ぎておりますので、この問題については、この辺で終わりにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○千葉委員長 それでは、最後に事務局から何か連絡事項がありましたら、お願いしたいと思います。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 次回の委員会につきまして、具体的な日時等はまだ決まっておりません。今後、改めて、皆様のご都合などを確認させていただいてご案内いたしますので、その際にはご協力をお願いいたします。

以上でございます。

7. 閉 会

○千葉委員長 それでは、これで本日の委員会を終了させていただきます。

本日は、第1回目ではありましたけれども、皆さんの活発な議論が出たことを私としては非常にうれしく思っております。

次回は未定でありますけれども、今後も活発な議論を展開させ、事務局を少しは困らせるぐらいにしていただければと思っています。

それでは、終わりにいたします。

以 上